

◆税理士や弁護士、公認会計士といった士業においても、営業活動が欠かせない時代となった。専門家と依頼者をつなげるマッチングサイトも花盛りだが、実は新規案件開拓に極めて有効なのが、専門家のネットワークだ。◆1つの案件で税務、法務、労務、会計など複数の論点が存在するケースは少なくなく、また、税務分野に限っても、税法の複雑化に伴う専門分野の細分化により、1人の税理士ではこなせない案件も増えている。このような場合、知り合いの専門家と案件を“シェア”するというケースは少なくない。専門家ネットワークの構築につながる勉強会や懇親会には積極的に顔を出しておきたいところだ。(Q)

今週の専門用語



公正処理基準

収益（益金）および費用（損金）の計上時期に関し、法人税法22条4項が規定する解釈指針となる基準のことである。企業が採用した会計基準などが公正処理基準に該当するか否かは、適正課税の確保などを目的とする法人税法の要請に反するか否かという点から判断されるため、そのすべてが公正処理基準に該当するわけではない。そのため、企業が採用した会計基準などにより計上された収益または費用が、法人税法上益金または損金として認められるか否かが争われる税務訴訟は多くみられる。



外食

「外食」は消費税軽減税率の対象外とされている。具体的には、①飲食店業等を行う者による食事の提供であること、②テーブル、カウンター、椅子など「飲食に用いられる設備」のある場所において行われる食事の提供であること、③「その場で飲食させる」役務提供であること、という3つの要件を満たすものが「外食」に該当する。これら3つの要件から1つでも外れれば「外食」には該当せず、軽減税率の適用を受けることができる。例えば椅子等のない露店の飲食物は軽減税率の対象になり得る。



契約解除の例外

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第61号）の施行に伴い、小規模企業共済法施行規則も改正されるが、小規模企業共済制度の「契約解除の例外」は今回の改正項目の1つ。現行制度では、どのような理由があっても小規模企業共済制度の掛金納付を12月以上滞納した場合には契約解除とされるが、豪雨や洪水、地震、家事などにより掛金を納付することができない正当な理由があれば、契約解除されないこととされる。施行は平成28年4月1日。

週刊T&Amaster 第630号

2016年2月15日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp